

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第43号

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（許可を要しない法令等に基づく処分による盛土等）</p> <p><b>第3条</b> 条例第7条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる処分による盛土等とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第12条第1項又は第30条第1項</u>の許可</p> <p>(12)～(21) (略)</p> <p>（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）</p> <p><b>第8条</b> 条例第11条第1号オの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 条例第7条の許可の申請前10年間に森林法、地すべり等防止法、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、新潟県砂防指定地等管理条例、この条例又は市町村が定めた盛土等の規制に関する条例の規定に違反して2回以上罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項</u>の規定による処分</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第10条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号）<u>第8条から第12条までの規定</u>に適合すること。</p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>（許可を要しない法令等に基づく処分による盛土等）</p> <p><b>第3条</b> 条例第7条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる処分による盛土等とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第8条第1項</u>の許可</p> <p>(12)～(21) (略)</p> <p>（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）</p> <p><b>第8条</b> 条例第11条第1号オの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 条例第7条の許可の申請前10年間に森林法、地すべり等防止法、<u>宅地造成等規制法</u>、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、新潟県砂防指定地等管理条例、この条例又は市町村が定めた盛土等の規制に関する条例の規定に違反して2回以上罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>宅地造成等規制法第14条第1項</u>の規定による処分</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第10条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号）<u>第6条から第10条までの規定</u>に適合すること。</p> <p>(5)～(11) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。